

# カウンセリング実務士資格認定規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）の定款第6条第2項の規定により、カウンセリング実務士の資格教育課程の認定及び資格認定証の授与に関する必要な事項については、この規程の定めるところによる。

## 第2章 資格教育課程

(資格教育課程の認定)

第2条 本協会が有する資格認定証の授与を受けようとする大学（短期大学及び専攻科を含む。以下同じ。）は、本協会の会員校として入会し、併せて本協会が定める資格教育課程の認定を予め受けなければならない。

2 資格教育課程編成等に変更が生じる場合には、必要に応じ変更届を提出し、認定を受けなければならない。

(資格教育課程)

第3条 資格教育課程を設置するにあたっては、大学本来の教育課程を逸脱することなく、履修できるように配慮しなければならない。

2 大学が認めた場合は、科目等履修生に資格単位を修得させることができる。

3 教育課程認定申請は、原則として大学単位で行う。

4 教育課程については、学則もしくは別途の規程又は細則において定める。

(教員の配置)

第4条 教員の配置は、次の各号によるものとする。

(1) 当該資格教育課程の必修科目を担当する教員のうち1名以上は専任教員を配置するものとする。ただし、必修科目に専任が得られない場合は、当分の間、選択科目に1名以上配置する。この号においては学内兼任を専任とみなす。

(2) 前項に掲げる専任教員については、履歴書及びカウンセリング実務教育に関する教育研究業績調書（実務実績を含む。）等を提出しなければならない。また、教員に変更があった場合には、その都度これらの書類を提出しなければならない。

(3) 当該資格教育課程を統括するため1名の教員を資格教育課程責任者として配置する。

(施設・設備)

第5条 施設・設備は、カウンセリング実務教育に必要な機能をもつものを備えるものとする。

(図書・学術雑誌等)

第6条 図書・学術雑誌等は、カウンセリング実務教育に必要なものを保有するほか、視聴覚教材も保有するものとする。

(実情調査)

第7条 本協会は、教育の実施状況について、必要に応じ随時実情調査を行うものとし、不適格と認められた場合には資格教育課程の認定を取消すことがある。

(資格教育課程等の自己点検チェックリストによる調査)

第8条 本協会は、資格教育課程等認定後、会員校の資格教育課程の自己点検により質の向上を図るため、隔年度「資格教育課程等の自己点検チェックリスト」による調査を行い、会員校は、その調査結果を本協会に報告しなければならない。

(資格教育課程の認定申請・変更申請)

第9条 資格教育課程の認定申請手続、資格教育課程編成等の変更申請の手続については、資格教育課程認定申請手続要項に定める。

### 第3章 資格の授与

(資格の授与)

第10条 本協会は、この規程に定める要件を満たした者にカウンセリング実務士の資格を授与する。

(資格授与要件)

第11条 カウンセリング実務士の資格を取得しようとする者は、本協会が資格教育課程を認定した大学（専攻科及び大学院を含む。以下同じ。）もしくは短期大学（大学改革支援・学位授与機構から認定された専攻科に限る。以下同じ。）において、次に示す必修科目及び選択科目合わせて24単位以上を修得しなければならない。

必修科目（4科目8単位以上）

カウンセリング実務論Ⅰ	（講義）	2単位
カウンセリング実務論Ⅱ	（講義）	2単位
カウンセリング実務演習Ⅰ	（演習）	2単位
カウンセリング実務演習Ⅱ	（演習）	2単位

選択科目（4科目以上16単位以上）

基礎心理学、臨床心理学概論、公認心理師の職責、人格心理学、発達心理学、青年心理学、教育心理学、学習・言語心理学、人間関係論、家族関係論、組織と人間論、社会心理学、職業心理学、産業心理学、犯罪心理学、看護心理学、老人心理学、精神医学、社会病理、臨床心理学、心理学的支援法、心理アセスメント、心理学研究法、心理学統計法、心理学実験、実践心理学〈健康医療、福祉、教育・学校、司法・犯罪、産業・組織〉、精神保健、精神医学、心理療法、音楽療法、園芸療法、性格検査法など大学もしくは短期大学において定める科目単位

2 各科目の授業内容については、本協会の「教育課程ガイドライン」に拠る。

(資格授与の申請)

第12条 カウンセリング実務士資格認定証は、当該大学長の申請に基づき授与する。

2 資格認定証の申請手続は別に定める。

(資格授与申請年度等)

第13条 前条の申請は、本協会が資格教育課程を認定した年度以降、第11条に定める要件を満たした者から適用する。

2 申請の期限は、毎年7月末日又は11月末日とし、資格認定証は単位修得結果の確定後、当

該申請大学の学長に送付する。

(資格授与の申請費用)

第14条 資格授与の申請に要する費用は、一件あたり7,700円(税抜額7,000円)とする。

2 資格を申請し、申請年度中に資格を取得するために必要な科目・単位を修得できなかった者は、申請の翌年度から起算して10年以内に当該科目・単位を修得した場合に限り、申請費用を新たに徴収せずに、資格認定証を授与する。

(資格の使用)

第15条 カウンセリング実務士の資格は、本協会の資格認定証を授与された者でなければ、使用することができない。

(資格認定証の様式)

第16条 資格認定証の様式は、別に定める。

(証明書の発行)

第17条 資格認定証を授与された者が授与証明を希望する場合は、資格(称号)授与証明書を発行する。

2 証明書に要する費用は、一件あたり1,100円(税抜額1,000円)とする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般財団法人全国大学実務教育協会の規程として平成21年4月1日から施行する。ただし、従前の全国大学実務教育協会において教育課程の認定を得ている場合は、これをすべて継承されるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月28日(消費税法改正交付日)から施行し、平成31年10月

1日から適用する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項及び第17条第2項の規定は、2019年10月1日から適用する。